

税制改正に伴う貯金規定の一部改正について

今般、令和元年度税制改正等に伴う「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」および「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」にかかる適用期限の延長および教育資金口座に係る契約終了事由の見直し等を踏まえ、令和元年 10 月 1 日より貯金規定の一部を改正いたします。

【対象となる貯金規定】

- 教育資金贈与税非課税措置に関する特約
- 結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

【主な改正内容】

以下の条項を追加・変更（下線部）いたします。

教育資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) (省略)
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
 - ①～② (省略)
 - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき平成 25 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、貯金として預け入れること
 - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること (平成 31 年 4 月 1 日以後の贈与について適用)
 - ⑤～⑧ (省略)
- (3) (省略)

2～3. (省略)

4. (贈与者死亡時の定め)

第 1 条第 2 項第 3 号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前 3 年以内を取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前 3 年以内を取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下の

いずれかに該当する場合は適用しません。

- ① 当該貯金者が 23 歳未満である場合
- ② 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

5～9. (省略)

10. (非課税拠出額の減少等があった場合の申告書の提出)

貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、教育資金非課税措置の適用を受けられるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税拠出額」という。）が減少する場合は教育資金非課税取消申告書を、非課税拠出額がないことになった場合は教育資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。

11. (禁止行為)

貯金者は、次の各号の行為を行うことはできません。

- ①～③ (省略)
- ④ 第13条第1項に定める場合を除き、この特約に係る貯金口座を解約すること

12. (終了事由)

この特約は、普通貯金規定にもとづき、当組合が貯金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

(1) 貯金者が 30 歳に達したこと 貯金者が 30 歳に達した日

貯金者が 30 歳に達した日において、以下の①または②のいずれかに該当し、30 歳に達した日の属する月の翌月末日までに①または②に該当することを明らかにする書類を添付し当組合に届け出をした場合、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以降については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合における、その年の 12 月 31 日または当該貯金者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。

- ① 当該貯金者が学校等に在学している場合
- ② 当該貯金者が教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合

(2) 31 歳以上の当該貯金者がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当組合に届け出なかった場合

その年の 12 月 31 日

(3) 貯金者が死亡したこと 貯金者が死亡した日

(4) この特約にかかる貯金者の額が零となった場合において貯金者と当組合との間でこの特約を終了させる合意があったこと この特約が当該合意にもとづき終了する日

13～17. (省略)

※ 改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

(1) (省略)

(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。

①～② (省略)

③ 貯金者が前号の契約にもとづき平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること

④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること (平成31年4月1日以後の贈与について適用)

⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと

⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店(所)または他の金融機関(以下「他の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く)

⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること

⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を本店に提出すること

(3) (省略)

2.～8. (省略)

9. (非課税拠出額の減少等があった場合の申告書の提出)

貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額(以下「非課税拠出額」という。)が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税拠出額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。

10～17. (省略)

※ 改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

<本件に関するお問合わせ先>

J Aバンク新潟県信連

指導相談部 TEL:025-230-2145

耕そう、大地と地域のみらい。

 JAバンク 新潟